平成２８年（フ）第２０号
兵庫県朝来市山東町滝田583番地４
債務者　樋口　真二
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
佐賀県鹿島市大字納富分4856番地３
債務者　中橋　鉄朗
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８３号
佐賀県鹿島市大字納富分4856番地３
債務者　松浦　静子（旧姓中橋）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８５号
佐賀県伊万里市山代町立岩2769番地24
債務者　村岡　若子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６５号
千葉県柏市旭町４丁目11番８号　松崎第２ハイツ206号
債務者　吉田　美晴
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目19番81―501号
債務者　三須千恵美（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３２号
千葉県松戸市野菊野４番地　野菊野団地４棟106号室
債務者　滝田　昌生
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３６号
千葉県柏市北柏４丁目２番地３　ハンプトンコート北柏202号
債務者　島田　琉海（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４３号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目５番12―15号（フラワーハウス）
債務者　田口　初子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５２号
千葉県柏市北柏３丁目21番地２　ファーストコート北柏Ａ―201号
債務者　武井　宝良
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５８号
千葉県松戸市稔台５丁目３番地の１　インシュランスビル11　503号
債務者　姫野　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１３号
神戸市中央区割塚通１丁目２番20号、従前の住所大阪市西成区玉出西１丁目４番29―512号　グランソシエ玉出Ⅲ
債務者　村永　信治
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９９号
神戸市中央区吾妻通１丁目１番11―1401号
債務者　上林亜貴子（旧姓正井）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
青森県上北郡野辺地町字小沢平94番地２
債務者　向井　美貴
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
青森県弘前市大字茂森町146番地、住民票上の住所青森県平川市碇ヶ関湯向川添２番地
債務者　木村　　太
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４５６号
愛知県長久手市井堀1101番地　県営長久手住宅２棟201号
債務者　佐藤　敏子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６８号
名古屋市北区楠味鋺４丁目2273番地
債務者　唐田　信子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部